

# 生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利について

— 未来世代の福祉を考える —

The Right of Children Born with Assisted Reproductive Technology to Know Their Origins  
— Thinking about the Welfare of Future Generations —

太 田 誠 一

OTA, Seiichi

## Abstract

Japan's first law on assisted reproductive technology was enacted. Although it is a law concerning bioethics, it was enacted in a short period of time by Committees on Judicial Affairs of both Houses of Representatives and Councilors. The Supplementary Provisions Article 3 and supplementary resolutions list many matters for consideration. Legal measures will be established in the future. The aim of this study is to examine the ideal system for the right of children born with assisted reproductive technology using third-party gametes to know their origins. We will establish a public institution to accurately record and preserve identifying information. In order to tell the truth to children that they were born with assisted reproductive technology, the family register will contain information that shows that they were born with assisted reproductive technology, and the public institution will also notify the truth when the child reaches adulthood. The law that is expected to be enacted as a legislative measure must clearly state the right of children born with assisted reproductive technology to know their origins. The children have the right to know without the donor's consent. I consider the above system to be necessary system. I will consider this from the perspective of the welfare of future generations while comparing it with the response to the special adoption system.

キーワード：生殖補助医療で生まれる子、出自を知る権利、特別養子の出自を知る権利

## 第1章 はじめに

### 第1節 背景・現状の整理とあるべき制度

令和2年12月、日本で初めて生殖補助医療に関する法律が成立した。与野党5党所属の参議院議員5名発議により議員立法として可決成立した、全10か条の「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（以下「生殖医療民法特例法」という）」である<sup>1</sup>。第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例が規定されており、生殖補助医療が法律上認められたことになる。

民法特例に関しては、平成15年7月に法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会が取りまとめた「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の

親子法制に関する民法の特例に関する要綱中間試案」に沿ったものである。母子関係は分娩という事実に基づいて発生し出産した女性を母とし、父子関係についてはドナー精子を用いることに同意した夫を父として、出生の時点で子の法的保護者を確定することができるとする。

平成15年から17年間動かなかった法案が一部成立したものである。また法制審議会民法（親子法制）部会においても、別途令和元年7月から議論を重ねていたものが、参議院、衆議院の法務委員会共に、3時間足らずの審査で、急遽議員立法で成立した法律である。附則第3条には検討事項として、①生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方、②生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供又はあっせんに関する規制の在り方、③生殖補助医療の提供を受けた者、精子又は卵子の提供者及び生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存・管理、開示等に関する制度の在り方、④以上の検討結果を踏まえ、認められることとなる生殖補助医療に応

こども教育宝仙大学 教授

じて出生した子の親子関係を安定的に成立させる特例を設けること、が挙げられ、おおむね2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置等が講ぜられるとされている。生命倫理に関する法律でありながら、十分な審議が行われたとは言い難く、国会での質疑においても、発議議員からは、附則第3条にある今後2年で検討していくとの、先送りの回答でほぼ終始している。

参議院法務委員会に参考人として招致された柘植あづみ教授からは、この法律の課題・問題点について、次のような指摘がなされている<sup>2</sup>。①医療データに基づいて、生殖補助医療にかかわる人たちの安全と健康を保持していくことが必要である、②生殖補助医療にかかわる人に対し、生殖補助技術を行う際や、子どもが生まれた後も、相談と意思決定の支援システムを充実させることが必要である、③不妊治療は少子化対策の枠組みではなく、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの枠組みの中でなされるべきである、④生まれた子の権利は尊重されているか、「出自を知る権利」を保証するためには、配偶子提供者、親になった人、生まれた子どもの情報管理について、急ぎ検討すべきである、⑤生殖補助医療における選別と選択の違いを認識して優生思想を排除する必要がある、等である。また衆議院付帯決議は15項目、参議院付帯決議は14項目(衆議院で追加された優生思想排除に関する付帯決議以外は同内容)と数多く、生命倫理に関する内容で国民的合意があるとは言えない中、本法律の問題点の多さを物語っている。

親子法制は一定程度明確化されたものの、残る問題点は多い。これらは、生殖補助医療に関する行為規制の問題と、生まれてくる子の出自を知る権利等の子の福祉の問題に、分類される。本稿では、後者に関し、生まれてくる未来世代の福祉を考え、現代世代が果たすべき未来世代への責任との観点から、第三者の配偶子を用いた「生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利」に焦点を絞り、あるべき制度を検討していく。なお代理懐胎が認められる場合は、代理懐胎者に関する情報等も出自情報に含まれることとする。

衆議院付帯決議には、「生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利」に関し、次のとおり決議されている。本法施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきであるとし、「一、政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供に当たっては、以下の基本的認識に基づいて施策を講ずること。1. 生殖補助医療の提供等については、それにより生まれる子の福祉及び権利が何よりも尊重されなければならないこと。十四、本法附則第三条に基づく検討を行うに当たり、以下の事項をその対象とすること。2. 児童の権利に関する条約(子どもの権利

条約)が子どもの最善の利益とともに命の権利や意思表明権の保障も要請していることに十分に留意した、生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」の在り方、3. 本法が児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)及び障害者の権利に関する条約の要請に十分に合致するものであることを担保する観点での、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重等の保障の在り方の具体策」と決議された。

このような中、本法律成立後に発足した「生殖補助医療の在り方を考える議員連盟」が、後述する「生殖医療民法特例法附則3条の法制上の措置等に関する骨子案(以下「議員連盟骨子案」という)」をまとめている。

以上のような背景・現状にあるが、本稿では、第三者配偶子を用いる生殖補助医療で生まれる子の、出自を知る権利に関し、あるべき制度を考察する。日本で出自を知る権利について議論がなされ一定の対応が取られている、特別養子の出自を知る権利と対比しながら、生まれてくる未来世代の福祉という観点から、検討していく。

①議員連盟骨子案でも挙げられているが、出自情報を正確に記録し保存するための公的機関を設置すること、②生殖補助医療で生まれたことを子に真実告知するため、特別養子と同様に戸籍に生殖補助医療で生まれたことが分かる内容を記載すること、加えて子が成人に達した時期に出自情報を有する公的機関からも真実告知すること、③法制上の措置として制定が見込まれる「特定生殖補助医療に関する法律(仮称)」に生殖補助医療で生まれた子の出自を知る権利を明記し、配偶子提供者の承諾の有無にかかわらず出自情報にアクセスできるようにすること、があるべき制度と考える。

## 第2節 本論文の構成

前節で、生殖医療民法特例法の成立と経緯、そして生命倫理に関する内容でありながら国民的合意があるとは言い難く附則や付帯決議に数多くの検討事項を先送りされていることや、柘植教授指摘等の、課題や問題点の概要を整理した。そして同法附則3条で求められる、付帯決議も踏まえた法制上の措置に関し、議員連盟骨子案がまとめられる中で、あるべき制度として考えられる要点を示した。次章以下で、詳細を検討していきたい。

第2章では、生殖補助医療の概要を示した上で、生殖医療民法特例法成立までの議論の推移、成立時の議論、成立後に検討されている議員連盟骨子案の概要と課題を整理する。第3章では、子の出自を知る権利に関し、日本では特別養子について議論されてきた経緯、内容と、問題点を整理する。その上で、第4章で、特別養子の出自を知る権利についての制度と対比しながら、生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利をどのような制度で

保障するかを検討する。

## 第2章 生殖補助医療関連の議論

### 第1節 生殖補助医療とは

#### 第1項 生殖補助医療の概要

生殖補助医療の概要について整理しておく。「生殖補助医療とは、自然の生殖行為によるのではなく、医療技術の利用によって懐胎し、子を産出することをいう。①精液を注入器を用いて直接子宮腔に注入して妊娠を図る方法（人工授精）、②人為的に卵巣から取り出した卵子を培養器の中で精子と受精させ、受精後の受精卵や胚を子宮腔や卵管に戻し、妊娠を期待する方法（体外受精）、③子を持ちたい人が、生殖医療の技術を用いて妊娠すること及びその妊娠を継続して出産することを他の女性に依頼し、生まれた子を引き取ること（代理懐胎・代理出産）という三つの類型がある。

（中略）日本産科婦人科学会の会告（自主規制）により、法律婚・事実婚夫婦について①②の実施を認める。①人工授精については、第三者からの精子提供を法律婚夫婦にのみ認めるが、②体外受精については、第三者からの卵子提供を認めず、③も認めない。<sup>3</sup>とされている。

①人工授精、②体外受精、③代理懐胎のそれぞれに関し、精子、卵子、子宮を、カップル（夫妻）のものを利用するか否かで、更に区分したのが次表「生殖補

助医療の類型<sup>4</sup>」である。カップルのものを利用した場合は○、利用していない場合（カップル以外の第三者のものを利用した場合は×と付記している。

法律上の親子関係については、母子関係の場合は分娩という事実に基づいて発生するが、父子関係の場合は事実によって明らかにできないことから「民法772条 第1項妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。第2項婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」により嫡出推定するというのが現行の判例・通説である。

この考え方に沿って下表の実施類型を判断していくと、人工授精と体外受精に関しては、子宮につきカップルのものを利用しているため、母は懐胎していた妻となり、父はその婚姻中の夫と推定されることになる。精子あるいは卵子がカップル以外の非配偶者のものであっても同様である。なお、この考え方は令和2年12月に成立した生殖医療民法特例法第9条、第10条に反映されている。代理懐胎の場合は、母は子宮を提供した借り腹・代理母の女性となり、父はその配偶者である男性となる。精子、卵子ともにカップルのものであってもそのように解釈されるので、生まれた子について養子縁組等の手続が必要になってくる。

【生殖補助医療の類型】

実施類型	実施内容	精子	卵子	子宮
人工授精	妊娠を目的として精子を体外に取り出し、その精子を注入器を用いて人工的に女性の体内に注入する方法			
配偶者間人工授精	「A I H」 人工授精を夫の精子で行うもの	○	○	○
非配偶者間人工授精	「A I D」 人工授精を夫以外の精子で行うもの	×	○	○
体外受精	妊娠を目的として、体外に取り出した卵子と精子を培養液の中で授精・分割させて、その胚（受精卵）を子宮内に移植する方法。顕微授精は、体外受精の関連技術の一つとして、卵子に顕微鏡下の操作によって精子を注入等する方法をいう			
配偶者間体外受精	夫婦の精子と卵子を体外で受精させて、その胚（受精卵）を妻に移植するもの	○	○	○
非配偶者間体外受精	「提供精子」 夫以外の男性の精子と妻の卵子を体外で受精させて、その胚（受精卵）を妻に移植するもの	×	○	○
	「提供卵子」 妻以外の女性の卵子と夫の精子を体外で授精させて、その胚（受精卵）を妻に移植するもの	○	×	○
	「提供胚」 他の夫婦の配偶者間体外受精で余った胚の提供を受けて、その胚（受精卵）を妻に移植するもの	×	×	○
代理懐胎	不妊夫婦の妻に代わって、妻以外の女性に懐胎・出産してもらうもの			
借り腹	不妊夫婦の精子と卵子を体外で受精させて、その胚（受精卵）を妻以外の女性に移植するもの	○	○	×
代理母	妻以外の女性に夫の精子を人工授精して行われるもの	○	×	×

\*精子、卵子、子宮の欄は、カップルのものを利用した場合は○、利用していない場合（カップル以外の第三者のものを利用した場合は×と表記。



これらの生殖補助医療に関しては、法務大臣・厚生労働大臣の連名で日本学術会議会長に対して、生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼があり、平成20(2008)年4月に「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題－社会的合意に向けて－」が取りまとめられ、提言がなされている<sup>5)</sup>。

提言⑦では、出自を知る権利について、子の福祉を重視する観点から最大限に尊重すべきとされた上で、長年行われてきた夫以外の精子による人工授精(AID)の場合などについて十分な検討が必要とされている。また提言⑩では、生殖補助医療に関しては、生まれる子の福祉を最優先とすべきと明記されている。

## 第2項 非配偶者間人工授精(AID)に関する議論

非配偶者間人工授精に関するそれまでの議論を見ていく。「AID、すなわち夫以外の男性から精子の提供を受けて行う人工授精(非配偶者間人工授精)は、1948(昭和23)年、慶應義塾大学医学部の安藤教授が、男性側に原因があつてなかなか妊娠しない夫婦に臨床応用したのが始まりであり、以降、約15000人以上の子が出生しているといわれている。年間平均1535組の夫婦がAIDを受け、160人前後の子が出生している(1998(平成10)年～2003(平成15)年)<sup>6)</sup>。これらの実態は、子供が欲しいという夫婦の要請を受け、子の出自を知る権利についての認識が乏しい中、不妊治療としてAIDが実施されてきた、と推測される。但し最近では、出自を知る権利に対する認識が浸透し、ドナー同意書に「生まれた子が情報開示を求める訴えを起し、裁判所から開示を求められると公表の可能性がある」旨の記載が広がり、新たなドナーが減少している。慶應義塾大学病院でも、2018(平成30)年8月から人工授精を希望する夫婦の新たな受け入れを中止している。2019年にAIDで生まれた子は、90人となっている<sup>7)</sup>。

AIDで生まれた子の出自を知る権利については、次のとおり2003年の厚生科学審議会報告書で考え方が大きく変化した。2000年の同報告書から、わずか2年4ヵ月の間で、子の出自を知る権利を積極的に認める方向となった。これは、AIDによって生まれた子が声をあげ、出自を知る権利を要求したことが、大きな転換をもたらしたものである<sup>8)</sup>。

まず2000(平成12)年12月の厚生科学審議会の生殖補助医療技術に関する専門委員会報告書(以下「2000年報告書」という)では「提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後、その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人を特定することができないものについて、当該精子・卵子・

胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができる。」とされていた。生まれた子は、成人後、提供者の個人情報のうち、提供者を特定できないものについて、当該提供者がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができるとし、提供者のプライバシーを守ることによって、生殖補助医療の実施を確保することにウェイトが置かれていた。出自を知る権利については、これと調和する範囲内で認められたにとどまる。

これに対して、2003(平成15)年4月の厚生科学審議会の生殖補助部会報告書(以下「2003年報告書」という)では出自を知る権利に関し「15歳以上の者は、精子・卵子・胚の提供者に関する情報のうち、開示を受けたい情報について、氏名、住所等、提供者を特定できる内容を含め、その開示を請求をすることができる。開示請求に当たり、公的管理運営機関は開示に関する相談に応ずることとし、開示に関する相談があつた場合、公的管理運営機関は予想される開示に伴う影響についての説明を行うとともに、開示に係るカウンセリングの機会が保障されていることを相談者に知らせる。特に、相談者が提供者を特定できる個人情報の開示まで希望した場合は特段の配慮を行う。<sup>10)</sup>」とした。15歳以上の者は、提供者を特定できる内容を含め、提供者の情報の開示請求をすることができることとし、公的管理運営機関を設置し、開示に関わるカウンセリングの機会を保障する等、権利の行使に当たって慎重な配慮をした。子が提供者の個人情報を知ることがアイデンティティの確立のために重要であるということを確認した。そして子がこの権利を行使することができるようにするために、精子・卵子・胚の提供を受けることを希望する夫婦に対して、「親が子に対して提供により生まれた子であることを告知することが重要であること」について、インフォームド・コンセントを行うとしつつ、出自の告知を親に強制することはないとして、個別事情を考慮できるようにしている。また、「精子提供数の減少」については、減少するとしても子の福祉の観点からやむをえず、特定できる情報を子に開示するとしても、一定の提供者が現れることが期待されるとした。

2000年報告書に対して、2003年報告書では大きく方向転換し、AIDで生まれた子の主張もあり、子の視点から「出自を知る権利」について肯定的に受け止める方向性が出たように思われる。なお、生殖補助医療により生まれた子の親子法制の整備に関しては、法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で審議され、平成15(2003)年7月に「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子法制に関する

民法の特例に関する要綱中間試案」が取りまとめられている。その後前述したとおり、平成20（2008）年4月の日本学術会議報告書においても、出自を知る権利について、子の福祉を重視する観点から最大限に尊重すべきとされた。

平成26（2014）年4月には、自由民主党政務調査会の生殖補助医療に関するプロジェクトチームが、日本学術会議の提言に沿った法案（特定生殖補助医療法案）をまとめたが、与党内からも「子どもを産む権利を国が規制するのはおかしい」等の意見が出され、審議されずにいた。ところが、令和2（2020）年9月に政府が少子化対策として不妊治療についての助成、健康保険適用を打ち出す中、冒頭記載のとおり、急遽、生殖医療民法特例法が議員立法として提出され、令和2年12月に成立することとなる。

## 第2節 生殖医療民法特例法の成立

令和2年12月に成立した生殖医療民法特例法の趣旨（第1条）には、①生殖補助医療の提供等に関し、基本理念、国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について規定すること、②第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を規定すること、が記載されている。民法の特例については、第9条に「女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする。」、第10条に「妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。」とされている。また前述したとおり附則第3条には、生殖補助医療の適切な提供等を確保するために必要な事項については、おおむね2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置等が講ぜられるものとする。附則第3条で数多くの今後の検討事項が挙げられており、衆議院付帯決議は15項目（内14項目は参議院もほぼ同内容）と数多い。今後2年間を目途としてどこまで議論が深められるか、見直しも含め大きな課題である。この生殖医療民法特例法は、令和3年3月11日に施行されている。

生殖医療民法特例法が成立したことにより、初めて法律上、生殖補助医療の存在が明確にされた。法的な裏付けのないままに、事実先行で生殖補助医療が実施され、前述したとおり2019年には、AIDでの出生児数は90名、新鮮胚（卵）を用いた治療による出生児数は6410名、凍結胚（卵）を用いた治療による出生児数は54188名を数える状況にある<sup>11</sup>。行為規制の問題、子の福祉の問題を

早急に解決する必要がある。

## 第3節 生殖医療民法特例法成立後の動き

生殖医療民法特例法の成立を受け、同法を提出した超党派国会議員らでつくる『生殖補助医療の在り方を考える議員連盟』（会長・野田聖子自民党衆議院議員）が、令和2年12月9日に発足している。この議員連盟は、令和4年3月7日に、生殖医療民法特例法附則3条の法制上の措置等に関する議員連盟骨子案をまとめた。

骨子案では、情報管理を担う公的機関（独立行政法人）を設立の上、「精子や卵子の提供者については厚生労働省が認定する『供給医療機関』が、夫婦と生まれた子どもについては同様に『実施医療機関』が、それぞれの氏名や住所、生年月日、マイナンバーなどの情報を公的機関に提出する。公的機関はそれらを100年間保存する。子どもは成人後、提供者の情報の有無を公的機関に確認できる。子どもが提供者の詳細な情報の開示を求めた場合、公的機関は提供者にその要請を伝える。開示するかどうかは、提供者の判断に委ねられ、提供者が開示を望まなければ子どもには開示されない。精子や卵子の提供を受けられるのは法律上の夫婦に限定するが、5年をめぐりに見直しも検討する。精子や卵子、受精後の胚（はい）のあっせん機関は許可制とし、売買を禁じる。1人の提供者から生まれる子どもが10人を超えないように上限を設ける。現在は、提供精子を使った人工授精（AID）のみ認められているが、骨子案では、提供精子・卵子を使った体外受精も認めた<sup>12</sup>」と示されている。なお、代理出産については言及せず、検討事項とされている。この骨子案をもとに「特定生殖補助医療に関する法律案（仮称）」を策定し国会提出を目指すとしているが、令和4年10月末現在提出されていない<sup>13</sup>。

特定生殖補助医療に関する法律案（仮称）については、二宮周平教授は、これまで日本産科婦人科学会の会告に委ねられていた規制に対し「厚労大臣、独立行政法人が公的な管理をする仕組みが導入される。細部はこれから具体化されるとしても、（中略）フランスやニュージーランドなど生殖補助医療に関する法制を有する国では、広く実行されていることであり、利用する当事者、ドナー及び子の安全を確保する方法として意義が大きい。（中略）子の出自を知る権利の行使に関する実務的なプロセスを具体化したことも評価する。」と評価された上で、同法の中で「子の出自を知る権利を明記する必要がある。」と指摘されている。一方で、「最大の問題点は、特定生殖補助医療の制限にある。議連の総会で、子どもをもうけ育てることについて、当事者団体からLGBTQの現状と課題が報告されているにもかかわらず、本法律案は、法律婚夫婦の不妊治療の域を出ていない。」とも指摘されている<sup>14</sup>。法律案では、特定生殖補助医療の提



供を受けることができる者の範囲については、法律公布後5年を目途として検討していくとされており、LGBTQも含めた家族観等の変化をどのように受け止めていくか、行為規制の問題に関しての引き続いての課題である。

出自を知る権利等、子の福祉の問題に関しては、①ドナー情報等を管理する公的機関（独立行政法人）を設置すること、②厚生労働大臣の認定を受け監督下に置く実施医療機関は、特定生殖補助医療に関する夫婦の同意書、個人情報、そして生まれた子の個人情報を独立行政法人に提出すること、③同様に厚生労働大臣の監督下ある供給医療機関は、ドナーに対して特定生殖補助医療について説明し提供と使用に関する同意書を受け取り、個人情報と共に独立行政法人に提出すること、④独立行政法人は、これらの同意書、個人情報を100年間保存する等、大きな進展であり、評価できる点も多い。

ただ、生殖補助医療で生まれた子は、成人後に、独立行政法人に対して、出自に関する情報の保存の有無について、確認を求めることができるが、独立行政法人にドナー情報があれば、ドナーに開示するか否かを確認の上、開示可とした場合のみ、子は出自情報を入手できる。また、生殖補助医療を受けた夫婦は出生した子の成長に応じ、生殖補助医療で出生した事実を子が知るように務めなければならない、とされている。出自を知る権利の行使について、ドナーの開示判断に委ねられていること、両親からの生殖補助医療で生まれたことの子への真実告知が徹底できない可能性があること等、子の出自を知る権利の行使について大きな課題が残っている。

次章以下で、議員立法骨子案をもとにした特定生殖補助医療に関する法律案を踏まえ、生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利について、特別養子の出自を知る権利とも対比しながら、あるべき制度を検討していく。

### 第3章 子の出自を知る権利をめぐる議論

#### 第1節 子の出自を知る権利とは

島津一郎教授は「『出自を知る権利』とは正確に言えば、『遺伝的同一性を知る子どもの権利』(the right of children to know their genetic identity)のことである<sup>15)</sup>」としている。遺伝的情報として、近親婚の防止に必要な情報、健康、医療等に必要な情報を知る権利、との理解が中心にある。

このような理解に対し、唄孝一教授は「今まであまり言われていない『個人が自分のアイデンティティを知る権利』ということのほうに頭がある」と指摘している。その上で、「子にとって『自己の出自を知る権利』は『個人の意識の中でアイデンティティの発見と自己理解にとって決定的な地位を占めるもの』である」としてい

る<sup>16)</sup>。

アイデンティティとは、20世紀を代表する心理学者E. H. エリクソン（1902年生～1994年没）が提唱した精神分析的人格発達理論の概念で、自我同一性とも呼ばれる。エリクソンは、そのライフサイクル論の中で、青年期の課題として「自我同一性対自我同一性拡散」があるとし、「この段階における危険は社会的役割の混乱である。<sup>17)</sup>」としている。そして青年期を自我同一性確立のためのモラトリアムの時期と捉えている。日本の心理学者である鎌幹八郎教授は、「アイデンティティには、次の三つの意味がふくまれている。」「第一に、自分のルーツに関係したもの。」「第二に、自分の仲間関係のなかでの自分の位置づけ。」「第三に、自分と社会との関係の中での自分の位置づけ。」としている<sup>18)</sup>。出自を知ることは第一の意味と考えられ、青年期の大きな課題とされている。「自分とは何者か」をテーマとするアイデンティティの形成には、自己を見つめ自己を洞察することが重要であり、確信を持つためには「出自」がその根幹となる。

平成28年に児童福祉法が改正され、改正第1条（児童の権利）に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記された。その児童の権利に関する条約第7条第1項は「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。」とあり、出自を知る権利の根拠とされる。

生殖補助医療で生まれた子の憲法上の権利に関しては、小泉良幸教授は「『子どもの出自を知る権利』は、憲法13条から導出される人格的自律権の一部として保障されるべきである。というのは、立憲的意味の憲法は、国の統治下にある全ての個人の尊厳を平等に承認することを目的として制定されるが、『出自を知る権利』の主張は、AID子らの平等な尊厳承認要求に他ならないからであり、人格的自律権を憲法上の権利として認めることの意義は、実定法による『尊厳承認の欠損』を補充する機能にあるからである。但し、次の二点を留保しておく。第一に、憲法上の権利の多くは、その行使に成熟した判断能力を必要とする。（中略）『出自を知る権利』を行使できるようになるのは、AID子が成人してからという条件を付すことが正当化される。（中略）第二に、『出自を知る権利』を行使するためには、ドナー情報の保存・管理に加えて、どんな内容の情報を誰がいかなる手続で開示請求できるのか等を、法律で定めておく必要がある。<sup>19)</sup>」と指摘されている。

## 第2節 日本における子の出自を知る権利の保障

### 第1項 特別養子制度に関する議論

日本では、「出自を知る権利」については、特別養子制度の発足時から主に議論されてきた。特別養子制度は、昭和62年法律第101号「民法等の一部を改正する法律」に基づいて新設された。民法第4編親族、第3章親子、第2節養子中に第5款特別養子を新設し、第817条の2から第817条の11まで10箇条を置き、従来の普通養子に加え、特別養子制度が新設されたものである。第817条の7で「子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。」とあり、「子のため」の養子制度であることが明確にされた。従来からの普通養子制度においては養子縁組の動機は一律ではなく、家の跡継ぎを迎えるため、親が子の労働力等を狙いとするため等、様々な養子縁組があった。これらとは一線を画し、特別養子制度は専ら子の利益を図るための制度として位置付けられ、発足当時から社会福祉、特に児童福祉制度と密接な関係にある。なお、普通養子縁組は、養親となる者と養子となる者との間の契約であり、縁組意思を戸籍事務管掌者に届け出ることによって成立する契約型の養子縁組である。これに対し、特別養子縁組は、家庭裁判所の審判によって成立する国家宣言型の養子縁組であり、子と実親との法的親子関係を消滅させ、養親との間に実親子関係に近い親子関係を作る制度である。

令和元年には、特別養子制度の利用を促進するため、民法、家事事件手続法、児童福祉法が改正された<sup>20</sup>。特別養子縁組の成立要件を緩和し、児童福祉制度としての利用促進を目的としている。

特別養子縁組を新設する際に、戸籍の取扱いが課題となった。当時の法務省民事局第二課長海老原良宗は、戸籍による出自を知るための制度保障も含め、次のとおり説明する<sup>21</sup>。「特別養子は、実方の親との法律上の親子関係を消滅させ、養親とのみ法律上の親子関係を認めることによって、法定親子関係をより実親子関係に近付けるものであると言っても、養子はあくまでも養子であり、実子と全く同一になる訳ではない。実子と特別養子との間には、民法上も種々異なる点があるが、その大きな違いとしては次の三つがあると考えられる。まずその1は、嫡出親子関係の発生時点の違いである。特別養子は、特別養子縁組の審判の確定の時から、実方の親との法律上の親子関係が終了し、養親との嫡出親子関係が発生するもので、その効果が特別養子の出生の時まで遡及することはない。(中略)相続その他の関係で、実方の親との法律上の親子関係終了の時あるいは養親との嫡出親子関係発生の時が法律上重要な意味を有する以上、戸籍はそれを公証しなけれ

ばならないのである。(中略)その2は、近親婚の制限についてである。(中略)婚姻する当事者にとっても、また婚姻届の受否を決する市区町村長にとっても、この近親婚の制限に該当するか否かを判断するために、戸籍にその検索のための情報が記載されている必要がある。(中略)その3は、特別養子も例外的にはあるが、離縁が認められ、離縁の日から養親との親子関係が終了し、実親との法律上の親子関係が生ずることである。このことに関連して重要なことは、テリング(告知)の問題と、養子の真実を知る権利の問題である。(中略)養子が一定の年齢に達し、十分な判断能力を有するに至ったならば、極力早期に養親から養子に真実を告知する必要があるとされているところであり、これをテリングと言う。(中略)不幸にして養親がこの義務を尽さなかった場合でも、成育した子がその真実即ち自己の出自を知りたいと考えたとき、それを可能とする制度的保障が戸籍に存しなければならない。養子からの離縁を例外的にであれ認めるといっても、養子自身が特別養子であることすら知る道がなく、養親からもその事実を隠されているは、何にもならない」。以上の観点から、実子と特別養子との違いを踏まえ、戸籍制度の信頼性の確保、戸籍事務の確実性等を図りながら、特別養子制度を創設した目的に資するために、戸籍の取扱いが検討された。

最終的には、民事行政審議会の答申を経て定められ、現在も次のとおり運用されている<sup>22</sup>。

- ・特別養子縁組が成立した場合には、裁判が確定した日から10日以内に、裁判の謄本を添付してその旨を届け出なければならない(戸籍法第68条の2、第63条第1項)。
- ・特別養子縁組の届出がされると、まず、同法第20条の3によって、養子が実親の戸籍(以下「実親戸籍」という。)から除籍されるとともに、養子を筆頭者とする単独の新戸籍(以下「新戸籍」という。)が編製される。
- ・その上で、同法第18条第3項によって、養子は、新戸籍から養親の戸籍(以下「養親戸籍」という。)に入籍する。養親戸籍において、養子の続柄は、「長男」、「長女」のように実子と同様の記載がされる。

このように一度新戸籍を編製することで、養親戸籍に記載されている養子の欄には、「従前戸籍」として新戸籍(筆頭者は養親の氏を称する養子)が記載されることとなるため、養親戸籍の養子の欄には実親の氏名や、養子の元の氏(実親の氏)が記載されなくなり、一見すると養子縁組がなかったかのような外観となる。但し、養子の「身分事項」欄には、「民法817条の



2」と記載されるため、当該養子が特別養子であることを知る手がかりは残されている。特別養子に養子であることを直接的には知られないようにしたが、一定年齢になり「民法817条の2」の意味が理解できるようになると実親が誰かを辿れる手がかりが得られることになる。その後、特別養子の出自を知る権利については、真実告知の問題として整理されていく。

特別養子制度新設を議論した国会質疑においても、出自を知る権利については、法律上明確に位置付けておらず、また真実告知についても家族内の問題として位置付けている。そのため、国家宣言型の養子制度でありながら、現行法において次の問題が生じている。鈴木博人教授は「仮に、戸籍を遡ることによって出自を知る権利が保障されているということであると、日本法における出自を知る権利を最も狭く解釈することになる。裁判所の審判書、家庭裁判所調査官の調査資料、児童相談所または民間の養子縁組あっせん機関が保有する記録書類や物品というものも出自を知るための関連資料であるということになれば、それらの保管、閲覧請求が規整されなくてはならない。また、戸籍により出自を知ることができるとはかぎらない。かつてと異なり、個人情報保護の観点から、自らが直系卑属として記載されていない戸籍の閲覧請求はできなくなっている。戸籍をたどり原戸籍にたどりついても、例えば、実母が婚姻によって新戸籍を編製していれば、その新戸籍の閲覧を特別養子になった者はできない。そうすると、出自を知る権利を狭義に解釈した場合であっても、現行法では、子の出自を知る権利は保障されているとはいえない。<sup>23)</sup>と指摘している。平成19年の戸籍法改正で、戸籍を根拠とした差別事象が後を絶たないことから請求権者が厳しく制限されることになった。そのため出自を辿れるとされていた特別養子で辿れない場合が生じており、狭義に解釈した場合でも、完全には出自を知る権利が保障されていないことになる。

家族内の問題とされた真実告知についても、あるべき姿が見い出せておらず、出自を知る権利を行使する前提条件が確立されていない。養子縁組をあっせんする岡山県ベビー救済協会が発足後18年で実施したアンケート調査とその分析がある<sup>24)</sup>。同協会があっせんした特別養子について、300組を上回る養親に対し真実告知の状況をアンケートしたものである。湯沢雅彦教授はアンケートを分析し、「現実には3割ないし5割程度の特別養子は真実告知を受けないまま成人するのではないかと予想されます。(中略)回答をよこさなかった人はみんな告知したくない人たちだとすると、(中略)5～7割程度の特別養子は真実を知らされな

いま大人になるのではなかろうか」と判断されている。特別養子縁組は、国家宣言型の養子制度でありながら、「出自を知る権利」の前提となる真実告知を家庭内の問題としており、「出自を知る権利」を行使する前提となる真実告知が永遠に受けられない養子も存在することになる。

## 第4章 日本における法のあり方

### 第1節 現行法の状況

前述したとおり、児童福祉法に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」とあり、児童の権利に関する条約第7条第1項では、出自を知る権利が明記されている。日本においても出自を知る権利の位置付けが明確化されつつあり、平成28年に成立し公布された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)」では、出自情報を含めた各種情報の取扱いを定める等、出自を知る権利の存在を前提に規定されている法令もある。しかしながら、子の出自を知る権利について法律上明記する規定は存在しない。

出自を知る権利を明確化し保障するためには、①出自が正確に記録され保存されていること、②特別養子や生殖補助医療で生まれた子であることの、真実告知が確実に実施されること、③子に出自記録を閲覧できる権利があること、が要請される。特別養子の出自を知る権利について、現在の到達点等を確認しながら、生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利をどのように保障していくかを考察していく。

### 第2節 特別養子の出自を知る権利の保障

#### 第1項 特別養子の権利保障のために必要な条件

(1) 出自が正確に記録され保存されていること

戸籍については、特別養子が養親戸籍に記載されている場合を念頭に置くと、その養親戸籍、特別養子が単独で記載され経由する新戸籍、そして縁組前の実親戸籍ともに、正確に記載されており、かつ永久に保存される。そして戸籍の附票により住所も判明する。次に裁判所の審判書については、特別養子縁組は全件が家庭裁判所の審判手続を経ることとされているので、正確に記載されている。審判事件記録の保存期間は5年であるが、特別養子縁組を認める審判書の原本は、記録から分離して審判確定日から30年間保存することが義務付けられている。次に養子あっせん時の記録については、児童相談所の援助を通じて養子縁組が成立した場合の、子供の記録は永年保存すべきと、児童相談所運営指針で定めている。民間あっせん機関を通じて養子縁組が成立した場合も、あっせんに係る帳簿の永年保管が養子縁組あっせん法に基づく指針で定めら



れており、廃業等の場合も確実な引き継ぎが要請され、あっせん機関の認可制度の中での確実な記録保存が求められている。以上から、審判書の保存期間について検討の余地はあるものの、出自の正確な記録と保存は一定レベルで実施されていると考えられる。但し養子あっせん時の記録については、特別養子縁組という機微な個人情報であるだけに、全国の官民による情報管理について問題がないか、等の懸念は残り、国の中央機関等、公的機関による一元管理が必要と考える。

## (2) 真実告知が確実に実施されること

次に、特別養子であることの実告知が確実に実施されるかについては、前述のとおり徹底が図られていない。養親戸籍上の養子の身分事項欄に民法第817条の2による裁判確定日等が記載されるため、当該養子が特別養子であることを知る手がかりは残されているが、自らの戸籍を閲覧する機会は限られており、また民法条項名から特別養子と判断できない者もいると思われる。

日本の場合、欧米で一部法制度化されている匿名出産等はなく、特別養子縁組をした実母の知られたい権利は基本的には認められていない。但し「養親側の特別養子縁組を知られたい意識」が権利とは言えないまでも、存在している。日本と海外の実告知に関する研究動向を比較しても「欧米では、『実告知』は当然するものということを前提として、『実告知』のレベルや実親の情報や交流などが、どのように養子のアイデンティティ形成に影響してくるのかなどの研究が数多く行われている<sup>25)</sup>。これに対し「日本では『実告知』に関しての周知は進んできているが、いまだ『実告知』をすることや『いつ』『どのように』するか悩む人が少なからずいる<sup>26)</sup>」とされている。日本では、養子を秘密にする考え方が未だ残っていると考えられる。特別養子制度新設時に、国家宣言型の養子縁組であるにもかかわらず、実告知を家庭内の問題としたことが、課題として尾を引く結果となっている。年間結婚件数が約60万件に対し離婚件数が約20万件と、3分の1が離婚するような現状<sup>27)</sup>では、婚姻が続く安定した家庭を前提とした実告知では徹底が図られない。

## (3) 出自記録を閲覧できる権利があること

戸籍は、前述のとおり平成19年の戸籍法改正により、実母が婚姻等により新戸籍を編製していれば実母や実兄弟まで辿れない場合も生じている。戸籍は過去の出自記録から現在につながる記録であり、また戸籍の附票により住所まで閲覧できるものである。現行戸籍を辿れないことは大きな課題である。

家庭裁判所の審判書記録、児童相談所や民間あっ

せん機関のあっせん記録については、適切な情報保存と提供をするよう監督部署からの指導がなされている。

以上から、出自という機密情報の管理に懸念が残ること、真実告知が徹底できていないこと、戸籍の閲覧が制限されていること、について、問題があると考えられる。そして改正児童福祉法で特別養子と同様に「家庭と同様の養育環境」とされた未成年普通養子や里親委託との関係も考慮が必要で、要保護児童にとって類似した養育環境であり、特別養子のみが出自を知らずに一生を終える可能性があることも納得が得られない。

## 第2項 特別養子の権利保障のために必要な制度

これらを踏まえると、出自という機密情報を一元管理する機関を設けた上で、養父母による真実告知を推進するものの、実施されない場合に備えて、一定年齢に達した時期に、公的に真実告知すべきと考える。そのため、特別養子制度における出自を知る権利を保障するために、次の制度が必要である。

①出自に関する情報を一元管理する国の中央機関を設置し、機密情報として管理する。家庭裁判所の特別養子縁組審判記録、関連戸籍、児童相談所や民間あっせん機関のあっせん記録を一元管理する。特別養子からの出自を知りたいとのアクセスに応じる。その際、特別養子、実父母、養父母等に対し背景も十分に踏まえたカウンセリングを児童相談所、民間あっせん機関等とも連携して実施する。なお、効率化も図りデジタル化を追求した手続きとしていく。

②養父母による真実告知を更に推進するが、実施されない場合も想定し、出自情報を管理する中央機関からの公的な真実告知を実施する。特別養子が成人となる18歳時の1年程度前に、18歳になると公的に真実告知することを養親に事前連絡する。その時点で養親から未告知の場合は、養親に真実告知を促す。成人になれば、特別養子は真実告知を受け出自情報にアクセス可能となる。

③出自を知る権利を特別養子の基本的な人格権として、民法上に位置付け、特別養子には出自を知る権利があり、養親には真実告知する義務があることを明記する。権利として明確化することにより、原戸籍から離れ別戸籍となった実母、実兄弟等の戸籍謄本等の交付請求が可能となると考える。

## 第3節 生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利の保障

### 第1項 生殖補助医療で生まれる子の権利保障のために必要な条件

#### (1) 出自が正確に記録され保存されていること

生殖医療民法特例法が、生殖補助医療に関する初めての法律であり、同法には、生殖補助医療により生ま

れた子の出自に関する定めはない。附則第3条1項3号中に「当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方」とあり、「おおむね二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。」とされている。

現行実務では、自主規制の中心的役割を担う日本産科婦人科学会の会告に従うことになるが、第三者からの提供配偶子による生殖補助医療については、第三者からの精子提供による人工授精を法律婚夫婦のみ認めるとしており、「提供精子を用いた人工授精に関する見解(平成27年6月改定)」で、次のとおり定めている。「5. 精子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とするが、実施医師は精子提供者の記録を保存するものとする」。またその解説において「精子提供者のプライバシー保護のため、提供者はクライアントに対し匿名とされる。実施医師は、授精のたびごとに提供者を同定できるように診療録に記載するが、授精ごとの精子提供者の記録は、現時点では出生児数を制限するために保存されるべきものである。但し、診療録・同意書の保存期間については長期間の子どもの福祉に関係する可能性がある本法の特殊性を考慮し、より長期の保存が望ましい」とされている。出生児数制限のための保存というのは、同見解に「4. (中略)同一提供者からの出生児は10名以内とする」とあり、その制限のためのもので、生殖補助医療で生まれる子のための出自情報の保存ではない。

以上のとおり、診療録や、被実施者である不妊夫婦の同意書、精子提供者からの同意書は、より長期の保存が望ましいとされているものの明確な期限はなく、また、会告は一種の自主規制であり、法的拘束力はないため徹底は難しい。よって出自情報は正確に全件記録、保存されているとは言えない。

#### (2) 真実告知が確実に実施されること

生殖補助医療で生まれた子であることの実告知は、日本産科婦人科学会会告で精子提供者は匿名としていたこともあり、基本的には実施されていない。生殖医療民法特例法の衆参議院法務委員会審議で参考人招致された、石塚幸子氏、長沖暁子准教授は、その著書『AIDで生まれるということ』で、AIDで生まれた子どもの声として6名の方から「AIDの事実を知った年齢、誰から、どのような状況で」として、次のとおりまとめられている<sup>28</sup>。「23歳、母親から、父親の遺伝性疾患への遺伝の可能性を疑ったことをきっかけに」「29歳、遺伝子検査で偶発的に」「30代後半、別居中だった父母が正式に離婚するとき母親から」「31歳、母から。父が入院し、血液型が合わないので、隠し通

せなくなったため」「30代後半、実母より入院中の父の病院へ向かう道で」「32歳、両親の離婚の際に母親から聞いた」とあり、父の病気、父母の離婚、遺伝子検査をきっかけに、AIDで生まれた真実を知っている。特別養子と異なり戸籍に記載がなく、偶発的に真実告知されるのみであり、AID等第三者の配偶子を用いた生殖補助医療で生まれた子は、大多数が出自を知ることなく生涯を終えることになる。

#### (3) 出自記録を閲覧できる権利があること

前述したとおり、子の出自を知る権利について法律上明記する規定は存在せず、生殖医療民法特例法成立後に検討されている議員連盟骨子案でも、配偶子の提供者の了解が得られた場合にのみ、生殖補助医療で生まれた子が出自情報を知ることができることとされている。提供配偶子の減少等を懸念しての対応と考えられるが、公的機関に出自情報の存在を確認できた子が、提供者の開示了解がないため出自情報にアクセスできないことは納得が得られず、更なるアイデンティティ形成の危機につながる可能性もあり、承諾の有無に関係なく出自情報にアクセス可能とすべきである。生殖補助医療の実施時に、インフォームドコンセントをしっかりと実施し、将来の開示に同意できる者に限り配偶子提供を受ける制度とする必要がある。

### 第2項 生殖補助医療で生まれる子の権利保障のために必要な制度

以上から、第三者配偶子を用いる生殖補助医療で生まれた子の出自を知る権利を保障するためには、特別養子の現状も踏まえ、次の制度が必要と考える。

①生殖補助医療で生まれる子の出自情報を一元管理する国の中央機関を設置し、機密情報として管理する。この中央機関には、ドナーの精子又は卵子を用いて行われる特定生殖補助医療を実施する厚生労働大臣認定の認定実施医療機関から、夫婦、生まれた子どもについての氏名、住所、生年月日、マイナンバーなどの個人情報提出される。また精子・卵子を処置し認定実施医療機関に供給した厚労大臣認定の認定供給医療機関からはドナーの個人情報が提出される。同時に両医療機関から、夫婦、ドナーに対し、生殖補助医療に関し説明し同意された同意書も提出されることになる。以上は、前述した議員連盟骨子案と同様の内容であり、骨子案はこれらを100年間保存するとしているが、最低限の年数と考える。加えて、次に記載する戸籍情報も一元管理することにより、夫婦、子、ドナーの特定が可能となる。また、特別養子の権利保障のために必要な制度として挙げた、国の中央機関を同一法人とすることも考えられ、中央機関からの公的な真実告知を、効率的に実施できることにつながる。



②第三者配偶子を用いる生殖補助医療で生まれたことを、子の戸籍に記載する。我国特有の戸籍制度を、特別養子と同様に子の権利保障に活用する。また中央機関からの公的な真実告知も実施する。特別養子は、養親戸籍上の続柄に「長男」「長女」のように実子と同様の記載がなされているが、その身分事項欄に民法第817条の2による裁判確定日等が記載されるため、特別養子であることの記載となる。生殖補助医療で生まれた子の戸籍の身分事項欄にも、特定生殖補助医療に関する法律（仮称）による出生届出等と記載すべきである。国外での生殖補助医療で生まれた場合も身分事項欄に同様に記載し、中央機関に可能な限りの情報を登録する。子が戸籍を閲覧する機会は限られているとはいえ、真実告知を家庭内の問題として処理するだけでは、生殖補助医療で生まれた子の間で、公平感を保つことはできず、戸籍記載は最低限必要である。加えて、特別養子についても述べたが、成人となる1年程度前に、成人になると公的に真実告知することを父母に事前連絡する。その時点で未告知の場合は、真実告知を促す。成人になれば、生殖補助医療で生まれた子は、真実告知を受け出自情報にアクセス可能となる。前述したとおり年間結婚件数の3分の1の離婚件数を数える現状では、婚姻が続く安定した家庭を前提とした真実告知では徹底が図られない。加えて現在のように、父母の離婚時等に偶発的にAID児であることを知るのも心理的負担が重く避けるべきである。なお、議員連盟骨子案では、1人の提供者から生まれる子どもが10人を超えないように上限を設ける、として近親婚を避けるとしているが、不十分である。戸籍に生殖補助医療で生まれた子であることを記載することにより、戸籍係が中央機関に確認できるようになり近親婚を避けることが可能となる。

③特定生殖補助医療に関する法律（仮称）に、第三者配偶子による生殖補助医療で生まれた子に、基本的な人格権として出自を知る権利があること、その父母には真実告知をする義務があることを明記すべきである。議員連盟骨子案では、ドナーが個人情報の開示を望まなければ生殖補助医療で生まれた子に開示しないと、ドナーの判断に委ねられている。生殖補助医療で生まれた子の権利保障とはならず、出自を知る権利があることを明確にする必要がある。特別養子についても、民法上に出自を知る権利があることを明記すべきと考えるが、同様の考え方である。

## おわりに

1989年11月20日に国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されたが、その8年後の1997年11月12日

に、国連教育科学文化機関（UNESCO）総会で「未来世代に対する現存世代の責任宣言」が採択されている。宣言前文で「広範な、未来志向的な視野を伴った現在の世代のための行動指針を規定する、倫理的義務が存在することを確認した。」とした上で、第1条（未来世代の必要と利益）には「現在の世代は、現在及び未来世代の必要と利益が十全に保護されることを保証する責任をもつ。」と記載されている<sup>29</sup>。環境問題を念頭に置いた宣言であるが、現在世代は未来世代に対し責任があること、そして、そこに倫理的な義務があることについて、賛同する。

「資本主義社会は、市場さえ円滑に働いていれば、個人個人の自己利益の追求こそが社会全体の利益をもたらす。これがアダム・スミスの『見えざる手』の思想である。<sup>30</sup>」この「見えざる手」が有効に働くためには、円滑な市場で市場参加者が自己利益を追求できることが前提となるが、現に存在していない未来世代は、市場に参加できず自己利益を追求することができない。要請されるのは、市場に参加できる現在世代が、自己利益の追求を抑え、無力な未来世代の利益の実現に責任を持って行動することである。言い換えれば、現在世代に倫理的な存在になることが要請されている。もし倫理で解決できなければ、法制度化する必要がある。

生殖補助医療で生まれる子の「出自を知る権利」を保障することも、我々現在世代が負担すべき「未来世代への責任」と考えられる。子が欲しいという親世代の思いのみが優先され、出自を知らせたくない、知らせない方が子のためである、と考えることは「未来世代の権利」を侵害していることとなり、許されない。生殖補助医療で生まれた子も成人となり自らの幸福を追い求めることができる時期が来るのであり、その時期までに、真実告知をして、出自を知らせ、アイデンティティを確立できる情報を提供する必要がある。真実告知を家庭内の問題と位置付け、父母の倫理を求めるだけでは徹底できず、法制度化すべきである。DNA型鑑定精度も向上し一般化しつつある中、親子関係の事実を確認することは容易になってきており、第三者配偶子による生殖補助医療で生まれた子が出自に疑問を持つ前に、父母は真実を告知する義務があると考えられる。父母による真実告知を推進しながら、出自情報を一元管理する中央機関による情報管理と提供も実施する必要がある。なお、精子、卵子、胚の提供者を明らかにすることにより、提供者が減少することは、現在世代の責任を考えればやむを得ない。言わば「故意に」、未来世代の出自を知る権利を奪ってはならない。

児童虐待の増加等を背景に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であること、そして児童の権利



に関する条約の精神にのつとることが明確にされた。児童の権利に関する条約では、出自を知る権利を保障することが明記されている。海外でも子の出自を知る権利の保障を重視する法改正と判決動向が相次いでいる。戸籍制度との関係や、出自情報を一元管理する中央機関のあり方、認定実施医療機関、認定供給医療機関等との情報連携方法、相談支援体制の強化方法、公的な真実告知の実施方法等、更に詳細を詰めていく必要があるが、今後の検討課題としたい。

#### 注

- (1) 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年12月12日公布令和2年法律第76号）
- (2) 柘植あづみ『生殖技術と親になること－不妊治療と出生前検査がもたらす葛藤』57～67頁（みすず書房、2022）
- (3) 二宮周平『多様化する家族と法Ⅰ－個人の尊重から考える－』73頁（朝陽会、2019）
- (4) 野辺陽子『養子縁組の社会学－〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか』148頁（新曜社、2018）、なお井上眞理子「『生殖補助医療』における親子関係」井上眞理子編『現代家族のアジェンダ－親子関係を考える』91～119頁（世界思想社、2004）と上杉富之「複雑化する親子と家族－ポスト生殖革命時代の親子・家族関係の再構築」河合利光編『家族と生命継承－文化人類学的研究の現在』207～225頁（時潮社、2012）から作成、としている。また法制審議会民法（親子法制）部会第7回会議（令和2年2月25日）の参考資料7-2「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案の補足説明」5～6頁も、実施類型を同様に分類している。
- (5) 日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題－社会的合意に向けて－」（2008年4月8日）。提言内容は次のとおりである。①代理懐胎については、法律（例えば、生殖補助医療法（仮称））による規制が必要であり、それに基づき原則禁止とすることが望ましい。②営利目的で行われる代理懐胎には、処罰をもって臨む。処罰は、施行医、斡旋者、依頼者を対象とする。③母体の保護や生まれる子の権利・福祉を尊重し、医学的、倫理的、法的、社会的問題を把握する必要性などにかんがみ、先天的に子宮をもたない女性及び治療として子宮の摘出を受けた女性に対象を限定した、厳重な管理の下での代理懐胎の試行的実施（臨床試験）は考慮されてよい。④代理懐胎の試行に当たっては、医療、福祉、法律、カウンセリングなどの専門家を構成員とする公的運営機関を設立すべきである。一定期間後に代理懐胎の医学的安全性や社会的・倫理的妥当性などについて検討し、問題がなければ法を改

- 正して一定のガイドラインの下に容認する。弊害が多ければ試行を中止する。⑤代理懐胎により生まれた子の親子関係については、代理懐胎者を母とする。⑥代理懐胎を依頼した夫婦と生まれた子については、養子縁組または特別養子縁組によって親子関係を定立する。⑦出自を知る権利については、子の福祉を重視する観点から最大限に尊重すべきであるが、それにはまず長年行われてきた夫以外の精子による人工授精（AID）の場合などについて十分検討した上で、代理懐胎の場合を判断すべきであり、今後の重要な検討課題である。⑧卵子提供の場合や夫の死後凍結精子による懐胎など議論が尽くされていない課題があり、今後新たな問題が出現する可能性もあるため、引き続き生殖補助医療をめぐる検討が必要である。⑨生命倫理に関する諸問題については、その重要性にかんがみ、公的研究機関を創設するとともに、新たに公的な常設の委員会を設置し、政策の立案なども含め、処理していくことが望ましい。⑩代理懐胎をはじめとする生殖補助医療について議論する際には、生まれる子の福祉を最優先とすべきである。
- (6) 二宮周平「子の出自を知る権利（1）」戸時632号2頁（2008）
  - (7) 日本産科婦人科学会「令和2年度倫理委員会登録・調査小委員会報告（2019年分の体外受精・肺移植等の臨床実施成績および2021年7月における登録施設名）」1098頁（日産婦誌73巻9号、2021）
  - (8) 非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ＝長沖暁子『AIDで生まれるということ』（萬書房、2014）
  - (9) 厚生科学審議会先端医療技術評価部会・生殖補助医療技術に関する専門委員会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」27頁（2000年12月）
  - (10) 厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」Ⅲ本論3提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件（3）出自を知る権利（2003年4月28日）
  - (11) 日本産科婦人科学会・前掲注（7）
  - (12) 「精子・卵子提供情報、独法で100年保存案、議連、『出自知る権利』向け」朝日新聞朝刊2022年3月8日社会面
  - (13) 衆議院「立法情報、議案、[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/menu.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm)」。参議院「議会情報、議案情報、<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/current/gian.htm>。（令和4年11月4日）
  - (14) 二宮周平「LGBTQの家族形成支援へ向けた提言」二宮周平編『LGBTQの家族形成支援－生殖補助医療・養子&里親による－』368頁（信山社、2022）。LGBTQについては、Lesbian, Gay, Bisexual, Transgenderの頭文字LGBTに該当しない当事者もいることから、Q(Questioning)も加えた表現を用いたと説明がある（同v頁）。

- (15) 島津一郎「家族法からみた人工生殖」中川善之助＝米倉明編『新版注釈民法（23）』74頁（有斐閣、2004）
- (16) 唄孝一「人工生殖について思ってきたこと・再論」家永登＝上杉富之編『生殖革命と親・子－生殖技術と家族Ⅱ－』117頁（早稲田大学出版部、2008）
- (17) E. H. エリクソン（仁科弥生訳）『幼児期と社会Ⅰ』336頁（みすず書房、1977）
- (18) 鐘幹八郎『アイデンティティの心理学』72、73頁（講談社、1990）
- (19) 小泉良幸「『子どもの出自を知る権利』について」学術の動向15巻5号53、54頁（2010）
- (20) 民法等の一部を改正する法律（令和元年6月14日公布令和元年法律第34号）。概要は次のとおりである。①民法では、特別養子制度での養子となる者の年齢上限を、6歳未満から15歳未満に引き上げられた。②家事事件手続法では、「特別養子適格の確認の審判」が新設され、「特別養子縁組の成立の審判」には実父母は参加できない等規律が見直され、また実父母の同意の撤回を制限する規定も設けられた。③児童福祉法の改正では、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判に申立、参加ができることになった。
- (21) 海老原良宗「民法改正に伴う戸籍法及び同法施行規則の改正について」家庭裁判月報39巻11号81～84頁（1987）
- (22) 法制審議会特別養子制度部会、平成30年11月27日開催、第7回会議、参考資料2
- (23) 鈴木博人「社会的養護と特別養子制度－児童福祉法改正作業における議論の整理－」新報123巻5・6号455～456頁（2016）
- (24) 湯沢雍彦「乳児期に成立した特別養子に対する真実告知の現状－岡山県ベビー救済協会発足後18年のアンケート調査の分析」新しい家族55号85～103頁（2012）
- (25) 森和子「養子のアイデンティティ形成に関する研究の動向と展望－『真実告知』と『ルーツ探し』に着目して－」文京学院大学人間学部研究紀要19巻200頁（2018）
- (26) 森・前掲注（25）204頁
- (27) 厚生労働省「人口動態統計」より。2019年離婚件数20.8万件／結婚件数59.9万件＝34.7%。コロナ禍の影響で2020年同19.3万件／同52.6万件＝36.7%、2021年同18.8万件／同51.4万件＝36.6%
- (28) 非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ＝長沖暁子・前掲注（8）9～118頁
- (29) 服部英二編著『未来世代の権利－地球倫理の先覚者、J-Y・クストー』330頁（藤原書店、2015）
- (30) 岩井克人著「経済の中に倫理を見出す－資本主義の新しい形と伝統芸能」京都大学経済研究所附属先端政策分析研究センター編『資本主義と倫理－分断社会をこえて』42頁（東洋経済新報社、2019）

